

倒木による停電予防のための
樹木の事前伐採に関する調査

結 果 報 告 書

令和 7 年 3 月
総務省行政評価局

前 書 き

近年、台風の上陸等に端を発した暴風雨等により、国民経済・生活を支える重要インフラに甚大な被害が生じることがしばしばあるが、一たび、倒木による送配電線の断線等による停電が発生した場合には、住民生活への影響は大きく、迅速な対応が求められる一般送配電事業者や地方公共団体であってもその対応に苦慮することもある。

最近でも、令和元年台風第 15 号の影響により千葉県を中心に停電が広範囲で発生し、住民生活に甚大な被害を与えた。

そのため、停電予防のための倒木対策、なかんずく、事前に樹木を伐採すること（以下「事前伐採」という。）の重要性がますます高まりつつある。

令和 2 年には、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）が改正され、一般送配電事業者 10 社は共同して、非常災害時や非常災害時に備えた平時からの同事業者と関係機関との連携等の事項を盛り込んだ「災害時連携計画」を作成し、電力広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならぬとされた。当該計画には、同事業者が倒木対策等に関し、地方公共団体と連携していくことが触れられている。

一方、現状では、倒木による停電被害等を経験した後にその対処として、樹木の伐採が行われるケースが多く、これまでのところ、事前伐採が停電予防の対策として十分に普及しているとは言い難い状況にある。

本調査は、事前伐採に係る現状及び課題について把握する観点から、地方公共団体及び一般送配電事業者間における、事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等の状況や、事前伐採に係る事務分担及び費用負担の状況等について調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

目 次

第 1 調査の目的等	1
第 2 調査結果	
1 事前伐採をめぐる状況	3
(1) 停電予防を目的とした伐採	3
(2) 事前伐採に係る取組の経緯	5
(3) 倒木による停電発生時における市町村及び一般送配電事業者の対応状況	8
2 事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等の状況	12
(1) 情報共有等の状況	12
(2) 情報提供等の状況	14
3 事前伐採に係る事務分担及び費用負担の状況等	21
(1) 事務分担の状況	22
(2) 主な事務の実施例	26
(3) 費用負担の状況等	30
4 事前伐採後の跡地の取扱いの状況	35
(1) 伐採及び造林に係る制度的枠組み	35
(2) 事前伐採後の造林方針	37
第 3 まとめ	39

